

岩倉市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、能力開発に必要な教育訓練（以下「教育訓練」という。）を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって、次の要件のいずれにも該当するものとする。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断し、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(対象教育訓練)

第3条 給付金の支給の対象となる教育訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象

とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

（支給額等）

第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（前条第1号及び第2号の講座を受講する者） 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下「教育訓練経費」という。）の額に100分の60を乗じて得た額。ただし、その額が200,000円を超える場合は、200,000円とし、12,000円を超えない場合は、訓練給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者）（次号に掲げる者を除く。） 教育訓練経費の額に100分の60を乗じて得た額。ただし、その額が修学年数に400,000円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に400,000円を乗じて得た額（その額が1,600,000円を超えるときは、1,600,000円）とし、その額が12,000円を超えない場合は、訓練給付金の支給は行わないものとする。
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者）（当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該指定教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等をした者（当該指定教育訓練修了時点で就職等をしている場合を含む。）に限る。） 教育訓練経費の額に100分の85を乗じて得た額。ただし、その額が修学年数に600,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に

600,000円を乗じて得た額（その額が2,400,000円を超えるときは、2,400,000円）とし、その額が12,000円を超えない場合は、訓練給付金の支給は行わないものとする。

(4) 受講開始日現在において前3号に掲げる者以外の支給対象者 前3号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額とし、その額が12,000円を超えない場合は、訓練給付金の支給は行わないものとする。

2 給付金の支給は、支給対象者1人につき1教育訓練を限度とする。

3 第1項第2号に掲げる支給対象者に係る訓練給付金については、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができる。（事前相談の実施）

第5条 市長は、受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して事前相談を実施するものとする。

（対象教育訓練の指定申請等）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、教育訓練の受講開始日前に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）で確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、受給要件を審査のうえ、対象講座の指定の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（様式第2）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請却下通知書（様式第3）により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

（支給申請等）

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第2項各号に掲げる書類（同項の規定により省略することができる場合を除く。）

(2) 教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書（第4条第3項の規定により支給単位期間ごとに支給を受ける場合は、受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（以下「受講証明書」という。））

(3) 教育訓練経費の領収書

(4) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

(5) 教育訓練給付金が支給決定されている場合は、その額を証明する書類

2 前項の申請は、受講修了日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内、第4条第3項の規定により支給単位期間ごとに支給を受ける場合は、受講証明書に記載された支給単位期間の末日の翌日から起算して30日以内）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、給付金の支給の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（給付金の追加支給等）

第8条 第4条第1項第2項に定める額の給付金の支給を受けた者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等をした場合は、給付金の追加支給（以下「追加支給」という。）を受けることができる。

2 追加支給の額は、第4条第1項第3号に定める額から既に支給を受けた給付金の額を差し引いた額とする。

3 追加支給を受けようとする者は、第1項の就職等をした日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から30日以内に、岩倉

市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第 6）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

4 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 第 6 条第 2 項各号に掲げる書類（同項の規定により省略することができる場合を除く。）
 - (2) 第 7 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に掲げる書類
 - (3) 教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
 - (4) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類
- （雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。